

概要版

第3次六戸町障害者計画及び 第4期六戸町障害福祉計画



平成29年3月
六戸町



計画の概要



1 計画の背景

本町では、平成18年度の「障害者自立支援法」の施行を受け、同法に基づく「第1期六戸町障害福祉計画」と「障害者基本法」に基づく「第2次六戸町障害者計画」を一体的に策定し、「ノーマライゼーション・リハビリテーション」を基本理念に掲げ、様々な障害者施策を総合的に実施してきました。

前計画の策定から10年が経過し、この間国では、障害者の権利及び尊厳を保護及び促進する観点から、「障害者権利条約」の意義を認め、平成19年の署名以降、同条約締結に向けた国内法の整備を進めてきました。平成23年8月に「障害者基本法の一部を改正する法律」を施行し、障害者の自立と社会参加を支援するための施策の方針を示しました。これに基づき、計画の見直しが行われ、平成25年9月に新たな「障害者基本計画」を策定しています。

こうした国の動向やこれまでの取り組みの成果を踏まえ、本町では、障害者が可能な限り、住み慣れた地域の中で普通の暮らしが出来るよう「第3次六戸町障害者計画及び第4期六戸町障害福祉計画」を策定し、今後の障害者福祉のより一層の推進を図るものです。

2 計画の性格

●障害者計画

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、第4次六戸町総合振興計画及び第3次新青森県障害者計画（だれもが、どこでも、自立し、安心して暮らせる共生社会をめざして）を基本とし、平成28年10月に実施した障害福祉に関するアンケート調査を参考として、本町における障害者施策の基本方針を定めたものです。

その実践に当たっては、行政はもとより、企業、民間団体等、全ての住民がそれぞれの立場において共有し、推進していくものとします。

●障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画として、平成29年度までの目標及び障害福祉サービス等の見込量について示した「実施計画」として位置づけられるものです。



3 計画の期間

●障害者計画

平成29年度を初年度とし、平成35年度を目標年次とする7カ年計画としますが、社会経済情勢の変化に対応し計画を硬直的なものにしないよう、必要に応じて見直しを行うこととし、その時点時点で最良と考えられる方策を選択することで、柔軟に課題に対応していくものとします。

●障害福祉計画

平成27年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする3カ年計画です。

●計画期間

平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
第4次六戸町総合振興計画										
第2次六戸町障害者計画				第3次六戸町障害者計画						
第3期六戸町 障害福祉計画		第4期六戸町障害福祉計画								

4 計画の点検・評価・見直し

本計画は、計画の見直しの際にアンケート調査等を行い、制度の浸透状況や住民の意向を把握したうえで、策定委員会において計画の点検・評価を行います。

障害福祉の向上のため、「計画（Plan）⇒実施（Do）⇒検証・評価（Check）⇒改善（Action）」の継続的かつ柔軟な実施に努めます。

5 基本理念

ノーマライゼーション・リハビリテーション

前計画を継承し、障害の有無にかかわらず共にあゆむ社会を目指す「ノーマライゼーション」と、障害があるために人間的な生活条件から疎外されている方の社会復帰や社会参加を目指す「リハビリテーション」を本計画の基本理念とします。

障害者計画



障害者計画は、障害者施策の基本方針を定め、障害者福祉のより一層の推進に努める基本計画です。

【保健・医療】基本目標 1 健康で生き生きとした暮らし

1 障害の発生予防・早期発見・早期治療・早期療育

(1) 母子保健事業の充実

妊産婦、新生児及び乳幼児の疾病の予防や異常の早期発見を図るため、また、育児不安を持つ母親が増えている状況など新たな課題に対応した母子保健事業の充実に努めます。

(2) 成人保健事業の充実

生活習慣病やその他疾病による後遺障害を予防するため、適切な生活習慣をとおして自ら健康管理ができるよう成人保健事業の充実に努めます。

2 精神保健対策及び難病対策

(1) 精神保健対策の充実

精神障害者が地域で安心して暮らせるためには、保健・医療・福祉等と地域住民の自主的な活動組織の育成・支援が必要となってきます。このために、医療機関や保健所等と連携を図りながら相談体制の充実に推進します。

(2) 難病対策の充実

難病は、高度かつ専門の医療が必要であるとともに、療養生活が長期にわたり、看護と介護に多大な労力を要することなどから、緊急時の医療はもとより在宅療養における環境整備の充実など、保健・医療・福祉が連携し患者・家族のQOLの向上のための各種支援事業の充実に努めます。

3 医療及びリハビリテーションの充実

(1) 二次障害発生予防の充実

障害に伴う二次障害及び合併症を予防するため、定期的な医学管理及び本人、家族への情報提供を行います。障害の早期発見および障害に対する適切な医療、医学的リハビリテーションの提供により、障害の軽減並びに重度化・重複化、二次障害および合併症の防止を図るとともに、障害のある人に対する適切な保健サービスを提供します。

(2) 訪問相談体制の充実

保健師が障害者の住まいを訪ね、障害者の病状や生活上の相談にのり、必要な援助を行います。実際の生活の場を訪ねてもらうことで、より具体的に相談や援助が受けられ、障害者自身が障害とうまく付き合い、良好な地域生活、家庭生活を送れるよう充実に努めます。

【生活支援】基本目標2 自立した生活を支援するサービス

1 生活支援体制の整備

(1) 障害福祉サービスの充実

障害者総合支援法の基本は、障害者が安心して暮らすことのできる地域づくりを目指す地域福祉です。これに基づいて、障害者が地域で自立した生活を送ることができる支援を行っていきます。

(2) 福祉機器の利用促進

障害のある人が自立して社会活動に参加していく上で福祉機器は、障害者を暮らしやすくし、また、介護者の負担を軽減します。町では、補装具の交付・修理と、日常生活用具の給付を行っています。

これからの事業を周知して内容を充実していくことや、その他情報提供を望む障害者のために新しい福祉関係器具を適宜紹介していくことが必要です。

2 相談支援体制の充実

障害があるために十分な判断ができにくい人、自己の表現が困難な人に対する支援は、障害者の意志をくみ取り、利用者本人の「主体性」を尊重して行う必要があります。このため、高い専門性を持った相談員を配置し相談窓口を充実します。

【教育・育成】基本目標3 一人ひとりにふさわしい教育環境

1 インクルーシブ教育システムの推進

(1) インクルーシブ教育の推進

障害のある児童生徒が障害を理由に差別されることなく、障害のある児童生徒も、障害のない児童生徒も共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」を推進します。

(2) 指導内容の充実

心身に障害がある児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、自己実現を促進するために、本人や保護者のニーズや障害の実態に応じた適切な就学指導の実施、教育内容の充実、教育環境の整備などにより、障害児教育の充実を図ります。

2 特別支援教育の推進

地域社会の中で健やかに成長できるよう、子どもの障害の状態に応じたきめ細やかな教育が受けられ、地域の子どもたちと共に育つことのできる環境づくりを推進します。

さらに、担当職員の資質の向上を図るため研修等を充実します。

【雇用・就労】基本目標4 生きがいを持った暮らし

1 雇用・就労の促進

障害者が可能な限り一般の企業に就業することができるよう、公共職業安定所と連携するとともに、一人ひとりの障害の違いを周囲に理解してもらう役目のジョブコーチの制度やトライアル雇用制度の利用を促進します。

また、障害者法定雇用率の遵守を企業へ働きかけ、「事業主が障害のある人を雇用することは社会的責務である」という考えの定着に努めます。

さらに、一般の企業に雇用されることが困難な障害のある人のため、就労支援施設における福祉的就労を支援するとともに、就労支援施設の活動を支援します。

2 福祉的就労の充実

民間企業での雇用が困難な障害者が、それぞれの障害の状況に応じて働き、収入が得られ、一般就労に必要な知識や能力が得られるよう、就労移行支援・就労継続支援を活用した福祉的就労を推進します。

【生活環境】基本目標5 安心して暮らすことのできるまち

1 福祉のまちづくりの推進

(1) バリアフリーの推進

今後のまちづくりにあたっては、加齢により身体機能の低下した人やさまざまな障害のある人が、生き生きと生活できるまちこそが、すべての人にとって、やさしく暮らしやすいまちであるとの観点に立ち、高齢者や障害のある人、子ども等すべての人が家庭や地域で共に暮らし、安心して生活することができる社会をつくるという「ノーマライゼーション」の理念に基づき、既存の町の施設の計画的なバリアフリー化やすべての人が使いやすいユニバーサルデザイン化を推進することが必要です。

(2) 住宅の整備

障害のある人が地域のなかで安心して生活できるように、障害のある人の日常生活に配慮した住宅の整備を促進します。

2 移動・交通対策の推進

障害のある人が健康で生きがいを持って生活していくためには、外出の機会を増やすことが重要です。障害のある人が行きたい所へスムーズに行ける公共交通機関、道路等の整備に取り組みます。

3 防災・防犯対策の推進

(1) 防災・防犯意識の高揚

障害のある人が安心して暮らせる社会を実現するため、障害者をはじめ関係団体、住民等の連携による防災・防犯意識の高揚を図り、障害のある人の状況、特性等に応じた防災・防犯対策が的確に講じられるよう、支援体制を整備します。

(2) 緊急時の情報提供・通信体制の整備

障害者を犯罪や災害から守るため、地域の防犯・防災ネットワークづくりや緊急通報システムの拡充など、安全な暮らしを確保するための基盤づくりを推進します。

【広報・啓発】基本目標6 ふれあいと理解とコミュニケーション

1 啓発・広報活動の促進

(1) 障害者の理解の促進

ノーマライゼーション社会実現のため、障害の理解につながる広報・啓発活動を推進し、町民一人ひとりの責任ある役割と自覚を促進していきます。

(2) 体験・交流事業の推進

あたたかい心の醸成を図るため、より多くの町民と障害のある人がふれあう機会を持ち、障害のある人とない人、障害のある人同士の交流を促進します。

(3) 福祉教育の推進

幼稚園、保育所や学校の全ての過程において、継続して障害者について正しい理解を促すための体験学習や交流学習の充実に努めます。

(4) 交流教育の推進

障害のある児童生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や人間性をはぐくむために、小・中学校及び高等学校の児童生徒や地域の人々と活動を共にする交流教育の推進が必要です。

2 ボランティア活動の推進

ボランティア活動を体験することは、さまざまな人との交流を通して、相互に理解を深めることができます。障害のある人に対するボランティア活動は、障害のある人のことをより深く理解することができるよい機会ともなります。

【人権】基本目標7 差別の解消及び権利擁護

1 障害を理由とする差別の解消の推進

国や県と連携し、障害者への差別解消に関する啓発に努めるとともに、社会的障壁除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行い、障害を理由とする差別の解消を推進します。

2 権利擁護の推進

権利が侵害されやすい障害者が安心して生活することができるよう、虐待防止の環境づくりと専門相談など障害者の基本的権利を擁護する支援体制の整備に努めます。

【情報】基本目標8 情報のバリアフリー化

1 情報アクセシビリティの向上

(1) 情報提供の充実

障害のある人のIT技術の向上を図ることなどにより情報のバリアフリー化を推進します。

(2) コミュニケーション支援の充実

日常生活における情報の収集を支援するとともに、役場窓口において手話が必要な人とのコミュニケーションの円滑化を図るため、職員や町民に対する手話講習会を開催し、人材育成に努めます。

【スポーツ・芸術】基本目標9 心豊かに充実した暮らし

1 スポーツ・レクリエーション、文化芸術活動の促進

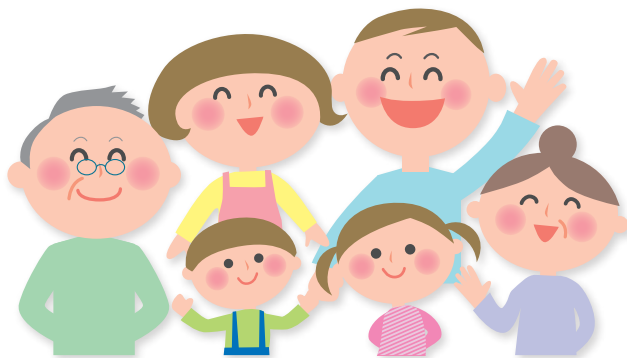
(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実

障害のある人のスポーツ・レクリエーション、障害のある人を含めた町民が一体となったスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

(2) 文化活動の充実

文化活動等による交流は、障害のある人の社会参加やリハビリテーションにも有効であり、またノーマライゼーション理念を広く浸透させるためにも重要です。

障害の種別を越えた連帯やさまざまな人との交流を一層深め、社会参加を通じた生活の質（QOL）の向上を図るとともに、当事者の自己実現を図れるよう条件整備に努めます。



障害福祉計画



障害福祉計画は、障害者の自立支援の観点から、国の基本指針に準じた目標値を定め、障害福祉サービス等の充実に努める実施計画です。

1 福祉施設入所者の地域生活移行の目標

「福祉施設入所者の地域生活移行」について、「平成25年度末時点の施設入所者の4%以上削減すること」と、「平成25年度末時点の施設入所者の12%以上を地域生活へ移行すること」を目標に掲げています。

福祉施設入所者の地域生活移行の目標	
計画目標年度の入所者数	18人
入所者数の削減目標	1人
計画期間内に入所から地域生活に移行する人数の目標	3人

2 福祉施設から一般就労への移行の目標

(1) 福祉施設から一般就労への移行

「福祉施設から一般就労への移行」について、「就労移行支援事業」を導入することなどにより、「福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する年間延べ人数」が「平成29年度時点には平成24年度時点の2倍以上になること」を目標として設定しています。

福祉施設から一般就労への移行の目標	
目標年度の年間一般就労移行者数	1人

(2) 就労移行支援事業利用者数

「就労移行支援事業の利用者数」について、「就労移行支援事業の利用者を平成25年度末の利用者から60%以上増加」、「就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上」を目標として設定しています。

就労移行支援事業利用者数の目標	
平成29年度の年間就労移行支援事業の利用者数	12人
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	50%以上

第3次六戸町障害者計画及び第4期六戸町障害福祉計画 概要版

●この計画や障害者福祉に関する問い合わせ先●

六戸町福祉課

青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地60

電話 0176-55-3111(代) FAX 0176-55-3031